

令和 7 年

行方市農業委員会

第 2 回総会会議録

(令和 7 年 2 月 2 5 日)

令和7年2月25日 行方市農業委員会第2回総会を北浦公民館2階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第 5 号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 6 号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第 7 号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第 8 号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第 9 号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第10号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
議案第11号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第12号	農業経営基盤強化法第20条第2項の規定による地区の素案決定について
議案第13号	令和7年度行方市農業労賃及び賃借料情報について
報告第 5 号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第 6 号	農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について
報告第 7 号	制限除外の移動届の受理について
報告第 8 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 9 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第10号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について
報告第11号	令和7年度行方市農業施策に関する要望書（太陽光発電設備に係る条例等の制定を求める要望）の回答について

2 本日の出席委員

1 番 一 村 栄	2 番 豊 村 由 貴	3 番 大 原 一 美
4 番 野 口 浩	5 番 木 村 守	6 番 阿 部 力 男
7 番 飯 島 清	8 番 関 口 順 一	9 番 谷田川 栄
10 番 近 藤 芳 子	11 番 茂 木 孝	12 番 橋 本 清
13 番 横 瀬 忠 美	14 番 本 澤 政 雄	15 番 風 間 啓 次
16 番 小 沼 正 二	17 番 郡 司 正 彦	18 番 椎 名 勇
19 番 高 塚 利 英		

本日の出席推進委員

1 番 深 澤 泉	2 番 平 山 正	3 番 金 田 景 行
4 番 宮 寄 春 樹	5 番 箕 輪 澄 子	6 番 森 山 正 一
7 番 小 澤 信 一	8 番 山 崎 雄 一	9 番 一 條 克 之
10 番 小 嶋 得 男	11 番 横 田 俊 信	12 番 宇 井 勝 之
13 番 野 原 賢 一	14 番 川 島 隆 道	15 番 石 田 充 春

16番 千ヶ崎 敏 男

3 本日の欠席委員 なし
 本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分	
	(議長の選出)	
事務局	議事日程に入っていきたいと思います。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いします。	
議長	(委員の出席状況)	
	それでは、まず資格審査報告です。 ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第2回総会を開会いたします。	
議長	(会議録署名人の指名)	
	日程第1、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。 13番横瀬忠美委員 14番本澤政雄委員。	
議長	(書記の任命)	
	続いて、総会書記の選出でございます。 日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、久保田主査を任命します。	
議長	(会期の決定)	
	次に、日程第3、会期の決定であります、本日の総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
全議員	異議なし。(全員一致)	
議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
事務局	(経過報告)	
	次に、日程第4、経過報告について事務局より説明願います。 私から前回の総会以降の経過報告につきまして報告させていただきます。 1月28日から30日でございます。全地区で農地パトロールのほうを全農業委員、全推進委員、事務局の出席の下、1月28日、麻生地区、29日、北浦地区、1月30日、玉造地区で行っているところでございます。 続きまして、1月30日でございます。農業委員会会長研修会及び新春農政懇談会ということで、会長と事務局出席の下、水戸京成ホテルで懇談及び講演を聞いたところ	

		でございます。 同じく１月３０日、第１１７回代議員総会ということで、同じく京成ホテルで開催をされております。 ２月２日でございます。茨城農業委員会女性協議会県内現地研修会、こちら河内町のほうで開催されまして、近藤委員、箕輪推進委員及び事務局で出席いたしまして、講演及び視察、また情報交換を行っているところでございます。 ２月１２日でございます。行方市農業委員会全体研修会ということで、市内におきまして、市内の営農型太陽光発電の実態のほうを研修したところでございます。 同じく２月１８日、農業再生協議会の臨時総会、こちらに会長と事務局出席の下、北浦公民館で令和７年産米の生産数量目標等の設定につきまして検討をしたところでございます。 引き続きまして、２月２５日、本日でございます。第２回総会でございます。よろしくをお願いします。
議	長	(議案の審議) 本日の議事について変更があり、別紙議事日程、報告第１１号 令和７年度行方市農業施策に関する要望書（太陽光発電設備に係る条例等制定を求める要望）の回答についてが追加になります。
議	長	(議案第５号) それでは、日程第５、議案の審議に入ります。 議案第５号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		それでは、議案第５号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年２月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては第１１項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第１項から第１１項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。説明以上です。
議	長	１項ごとに審議いたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。
1 4 番		１４番、本澤です。第１項の調査報告をいたします。 なお、この調査には、近藤委員、小嶋・横田両推進委員の協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、市内次木在住の６８歳の農業の男性です。譲渡人も、市内両宿在住６０歳のパートの男性です。次木地内の畑２，１４６平米を、申請事由として農業経営の規模拡大、区分は贈与による所有権の移転です。権利を取得した畑は自宅より車で１０

		分、田畑合わせて4万2, 309平米を耕作し、年間労働日数も300日、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
1	0	番
		10番、近藤でございます。2項について調査報告いたします。
		調査には、本澤委員、小嶋・横田両推進委員さんに協力をしていただきました。
		受人は、行方市在住46歳の農業の女性です。水稻1万364平米、露地野菜1万8, 927平米を作付しております。渡人は、行方市在住、78歳無職の男性の方です。申請事由は、農業経営規模拡大のためで、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も300日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、国道354号線、北浦小学校入り口より西へ1キロ、自宅から6キロほどの距離でございます。規模を拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間労働日数300日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。
7	番	7番、飯島です。3項について調査報告いたします。
		この案件につきましては、風間・関口委員、千ヶ崎推進委員さんと共に調査してまいりました。
		譲受人は、市内捻木在住の74歳代の男性の方、渡人の方は、市内捻木在住の48歳の無職の男性の方です。譲受人は、田、それから畑合わせて49万5, 593平米に水稻、ジャガイモ、白菜、キャベツ、ニンジン等を栽培する専業の農家の方です。申請事由につきましては、記載のとおり農業経営の拡充・充実のためということです。区分は売買による所有権移転で、今回権利を設定しようとする土地は、自宅から500メートル、車で5分の位置でございます。農業従事日数は300日以上、農機具もそろっており、調査の結果、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様ご審議よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、自宅から500メートル、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 4	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。 4番、野口です。第4項についての調査報告いたします。 この調査は、椎名委員、推進委員の箕輪さんと森山さんにご協力いただきました。 譲受人は、市内在住50代の会社兼農業の男性で、譲渡人は、同じく行方在住の80代、会社役員の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。許可を受けようとする畑は、以前から相対契約で譲受人が耕作をしております。今回、譲受人の意向により、売買の運びとなりました。譲受人は、水稻2町3反、カンショを2町8反ほど耕作しております。当該の畑の場所は譲受人の自宅から7分程度の距離にあります。従事日数200日以上、農機具の保有状況からも問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、以前から耕作している土地、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 6	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。6番、阿部委員。 6番、阿部です。5項の案件について報告します。 なお、この案件については、大原委員、一條推進委員、山崎推進委員の協力の下、調査しました。 譲受人は、市内小幡在住60代の男性、譲渡人も同じく小幡在住、70代の男性です。申請事由につきましては、規模拡大、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転です。場所は、農協小幡給油所から北に1キロのところにある畑、譲受人の自宅前になります。調査の結果、農機具等もそろっており、サツマイモを1町歩作付し、農協に出荷する予定とのことです。何ら問題のないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 1	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。 11番、茂木です。第3条6項の調査報告をします。 調査には、横瀬・小澤委員の協力を得て調査してまいりました。 受人は、行方市内繁昌在住、67歳、会社員兼農業の男性です。妻と2人でレンコンと露地野菜、1万583平方メートルを年間180日営農しています。渡人は、埼玉県越谷市、48歳、男性、会社員です。権利を移転する農地は、田畑で1、199平方メートルです。申請理由は、農業経営の規模拡大、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。今回、権利を設定しようとする農地は、畑は自宅より50メートル、水田は車で1分のところです。農機具もそろっており、許可相当と調

議	長	査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。 調査の結果は、畑は自宅から５０メートル、水田が車で１分、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 7 番	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。 １７番、郡司です。第７項の調査報告をいたします。 この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、７３歳で行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。水稻、露地野菜など６５０アールほど営農しております。譲渡人は、６６歳で同市玉造甲に在住し、会社員の方です。申請事由は、農業経営の安定と拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何も問題もなしということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 4 番	次に、８項から１１項までは関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。 １４番、本澤です。第８項、９項、１０項、１１項は関連がありますので、一括しての報告とさせていただきます。 なお、この調査には、近藤委員、小嶋・横田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 ８項、９項の譲受人は、市内次木在住の７６歳の農業の男性です。８項の譲渡人は、市内次木在住、４０歳、団体職員の女性です。９項の譲渡人は、市内玉造在住の農業法人の代表の男性です。申請事由は、両項とも農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は使用貸借権の設定です。この農地は、営農型太陽光発電設備の下部農地になっております。作物等については５条のほうで報告いたします。年間従事日数も３００日、農機具等もそろい、８項、９項は許可相当と調査してまいりました。 続いて、１０項、１１項の調査を報告いたします。 １０項、１１項とも譲受人は、大阪府に事務所を置く太陽光発電事業者代表の男性です。１０項の渡人は、市内次木在住の４０歳の団体職員の女性です。１１項の渡人は、市内玉造在住の農業法人代表の男性です。１０項は次木地内の畑１，４１３平米のうちの８５２平米、１１項は次木地内の畑１，０２３平米を、申請事由区分として営農型太陽光発電設備を設置するため、上空部分に区分地上権の設定です。再申請で現地を調査したところ、周辺農地への影響もなく、１０項、１１項とも許可相当と調査してまいりました。８項、９項とも併せて皆様のご審議よろしく申し上げます。

議	長	調査の結果は、8 項、9 項が農機具等もそろっており、許可相当、そして10 項、11 項が周辺農地には何の迷惑もかけない、そういった再設定ということで許可相当と いうことでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8 項から11 項までは原案のとおり可決いたします。
（議案第6号）		
議	長	議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明については、事前に 配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	1 項ごとに審議いたします。1 項の調査委員より調査の報告を求めます。12 番、橋 本委員。
1 2 番		12 番、橋本です。1 項の調査報告をします。 なお、この案件については、市村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査して まいりました。 申請人は、市内宇崎在住の30 歳代の男性です。申請事由は、違反転用の是正です。 面積は115 平米の水田です。当該農地は平成16 年頃に住宅を建築した際に利便性 を図るため、庭側の市道から進入路として使用したと思われます。始末書等も添付さ れており、許可相当が妥当と思われます。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願 いします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。
（議案第7号）		
議	長	議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転 用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転 用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年2月25日 提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。 案件につきましては第6 項までとなっております。事務局説明につきましては、事前 に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議	長	1 項ごとに審議いたします。調査委員より調査の報告を求めます。9 番、谷田川委員。
9	番	9 番、谷田川です。第 1 項についてご報告いたします。 なお、調査については、麻生・太田両地区 4 名で調査をしまいいりました。 譲受人は、市内石神在住、会社員の男性、渡人は、同じく市内石神在住の自営業の男性です。2 人の関係は義理の親子になります。申請事由については、自己用住宅、区分は使用貸借です。この土地は、昨年 1 0 月に農振除外の申請が出されております。 親と同居中で手狭なため、自己用住宅を建設したいとのことです。場所は石神の蔵太鼓から 2 0 0 メートルほどのところになります。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査をしまいいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、昨年 1 0 月に農振除外し、あと関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2 項の調査委員より調査の報告を求めます。2 番、豊村委員。
2	番	2 番、豊村です。第 2 項について報告いたします。 調査は、木村委員、高塚委員にご協力いただきました。 譲受人は、市内で自動車販売業を営む会社代表取締役の男性です。譲渡人は、同じく市内玉造在住の 6 0 代の会社員の男性です。申請事由は、駐車場の事業拡大のため、区分は売買による所有権移転です。現在の駐車場では商品であるトラックを置くスペースがなくなってきたため、既にある場所の地続きの土地を確保したいとのこと、場所は、緑ヶ丘地区の鮮魚店の交差点から北浦方面に少し入ったところ。事業計画書、残高証明書、見積書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3 項の調査委員より調査の報告を求めます。1 6 番、小沼委員。
1	6 番	1 6 番、小沼です。3 項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田 4 人で調査をしまいいりました。 譲受人は、行方市麻生、室内装飾法人の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、9 3 歳、無職の男性の方です。申請事由は、車庫を建築し、駐車場として使用してました。違反転用の是正、区分は売買による所有権移転です。現在まで譲渡人から土地を借りていて、平成 9 年ごろ車庫を建築して駐車場として使用していましたが、土地を売買することになったので、場所は一丁窪北付近であります。始末書も添付してお

議	長	り、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
全	員	調査の結果は、始末書も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、４項の調査委員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８	番	８番、関口です。５条４項について調査報告をいたします。
		この案件は、風間・飯島両農業委員、千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。譲受人は、東京都中央区に在住する会社法人で、代表取締役の３１歳の男性です。譲渡人は、土浦市荒川沖在住の８２歳の男性です。申請事由は、太陽光発電事業用地で、区分は売買による所有権移転であります。譲渡人は８２歳の高齢で、申請地は自宅より遠く、長期にわたり休耕地となっており、今後、農業を営むのは困難なため、土地を提供したいとのことです。譲受人は、東京都中央区の株式会の社経営者です。申請地に用いる設備は、太陽光パネル４８５ワットを２００枚、パワコンを４．９５キロワットを１０台設置の予定です。現地は、羽生郵便局より茨城空港に向かい、２キロ先の小美玉市の境を左折し、３００メートル先の右側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、長い期間休耕地となっており、また関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、５項、６項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。
１	４	番
		１４番、本澤です。５項、６項は関連がありますので、一括での報告といたします。なお、この調査にも近藤委員、小嶋・横田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。
		５項、６項とも譲受人は、大阪府に事務所を置く太陽光発電事業者の代表の男性です。譲渡人は、５項が市内次木在住の団体職員の女性です。６項の譲渡人は、市内次木に事務所を置く農業法人の代表の男性です。申請事由は、両項とも営農型太陽光発電設備の橋脚部分の許可日から３年間の一時転用です。区分は賃貸借権の設定です。５項は、次木地内の畑１，４１３平米のうちの３．８４平米、６項も次木地内の畑１，０２３平米のうちの３．８５平米です。下の下部農地は、３条の８項、９項でご審議いただいた譲受人が前年よりサツマイモを下部農地全面に栽培しており、平均的な単収の８０％をクリアする営農計画書が提出されていたため、この計画書に準ずる営農を実践してくださいと要望してきました。以上、５項、６項とも何ら問題なく許可相当と調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたしま

全 員 議 長	員	す。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、5 項、6 項は原案のとおり可決いたします。
(議案第 8 号)		
議	長	議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和 7 年 2 月 2 5 日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。 案件につきましては第 7 項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	1 項から 7 項まで関連がありますので、一括審議といたします。それでは、調査委員より調査の報告を求めます。5 番、木村委員。
5	番	5 番、木村です。この案件については、高塚委員とともに調査してまいりました。 1 項から 7 項まで、5 条の規定により許可後の事業計画変更です。期間を令和 7 年 2 月 2 4 日までを 2 年間延長しまして、令和 9 年 2 月 2 4 日までにするためです。現在は土採取しており、その搬出道路を田畑の一部を転用して土を運び出しています。進行率は 2 0 % です。搬出入路の延長は約 1 キロくらいあり、田畑合わせて 1 0 筆あります。事業主の借り手は、市内玉造の建設会社で、ほかの事業との兼ね合いで進捗が遅れたそうです。貸し手は 7 名になります。3 項と 5 項は地権者は亡くなったため、相続人代表の方から承諾をもらったそうです。場所は、国道 3 5 5 号線の八木蒔交差点を東に 1 . 3 キロ行ったところ、右側に工事用掲示板があるところです。必要な書類も添付されておるため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、進捗の遅れから期間の延長ということです。必要書類も添付しており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 項から 7 項まで原案のとおり可決いたします。
(議案第 9 号)		
議	長	議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和 7 年 2 月 2 5 日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。 別紙、総会資料のナンバー 1 をご覧いただきたいと思います。

		行方市長から行方市農業委員長宛てに農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見を求められております。計画案は、令和7年4月1日開始の新規36件、59筆、13万5,424平米、再転貸7筆、1万2,475平米、令和7年5月1日開始の更新1件、4筆、7,214平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧でご確認をいただきたいと思います。説明は以上です。
議 全 議	長 員 長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。
		（議案第10号）
議	長	議案第10号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第10号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 総会資料、別紙2をご覧くださいと思います。 令和7年2月10日付で行方市長から農業委員長宛てに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回6件の申請がありました。事務局説明については、事前に配付をしておりますので割愛させていただきます。説明以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。
1 3 番		13番、横瀬です。この案件につきましては、茂木委員及び小澤推進委員とともに調査してまいりました。 農業新興地域整備計画変更申出について報告します。申出者は、同市山田に住む26歳の男性です。土地は親からの使用貸借になります。19歳から親元に就労し、レンコンを主体に経営をしております。昨年結婚し、将来子供が生まれることを考えると手狭であり、早めに自己住宅を建てたいと考えたそうです。地元に住みたいという若者なので、応援したいと考えております。なお、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、子供ができると家が手狭になる、そういうことで許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議 8	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。この案件は、風間・飯島両農業委員、千ヶ崎推進委員と共に現地調

		査を行いました。 申出人は、水戸市自由が丘、会社法人代表取締役の男性です。土地所有者は市内羽生に住む男性です。申請事由は、行方変電所新設のためで、一次変電所になります。現在、鉾田・行方地域に供給している既設送電線の鉾田線においては、近年、再生可能エネルギー発電所の接続により、電流の逆流に加え、フリッカーの発生、過負荷状態による不安定な状態が続いております。今後これらの状態を改善し、安定した電気を供給するため、一次変電所の設置をするものであります。除外申請をしたいということです。申請地は、羽生郵便局より茨城空港に向かい、500メートル先を左折、500メートル先の右側です。調査の結果、事業計画書、意見書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項を農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。
1	5	15番、風間です。3項の調査報告をします。 この調査は、関口・飯島両委員さん、推進委員の千ヶ崎委員さんと共に調査してまいりました。 申請人は、市内若海地区在住、土建業代表の男性です。申請人は、主に土木工事を行っておりますが、今後は住宅外構工事や鉄骨建築の基礎工事などの受注拡大が見込まれるため、資材置場の確保が必要となり、さらに重機等の盗難防止を図る目的から、新たな倉庫を建設する必要性が生じたため、今回の申請に至ったということです。場所につきましては、若海地区のゴルフコースの手前付近となります。調査の結果、関係書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項について農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番	9番、谷田川です。4項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 申出者は、東京都の太陽光事業を営む法人です。変更区分は除外、目的は太陽光発電になります。面積は948平米ほどになります。調査の結果、周辺農地等への影響もなく、この申請地を農振除外することについて許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、周辺農地への影響もないということで許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項について農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８	番	８番、関口です。農振除外５項について報告いたします。 この案件は、風間・飯島両農業委員、千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。申出人は、広島県広島市在住の会社法人の男性です。土地所有者は市内沖洲の男性です。申請事由は、太陽光発電設備の設置です。土地所有者は、土地の維持管理の手間と費用を考えて、できるだけ早く手放したいとのことです。会社は、休耕地を利用して２０５０年カーボンニュートラルを達成したいと両者の意向が合致したことが理由です。申請地は、羽生郵便局より国道３５５を小美玉市に向かい、１．２キロ手前にあるトーホーランドの入り口を左折し、４００メートルの右側のところですが。現在は休耕地となっております。調査の結果、事業計画書、資金証明書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、休耕地を利用した発電、そして関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項について農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８	番	８番、関口です。農振除外６項について報告をいたします。 この案件は、風間・飯島両農業委員、千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。申出人は、広島県広島市在住の会社法人の男性です。土地所有者は、市内沖洲の男性です。申請事由は、太陽光発電設備の設置です。土地所有者は、土地の維持管理の手間と費用を考え、できるだけ早く手放したいのと、会社は休耕地を利用して２０５０年カーボンニュートラルを達成したいと、両者の意向が合致したことが理由です。申請地は、羽生郵便局より国道３５５を小美玉市に向かい、１．２キロ手前のトーホーランドの入り口を右折し、５００メートルの右側です。現在は休耕地となっております。調査の結果、事業計画書、資金証明書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、現在休耕地である土地、そこに発電、そして関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、６項について農用地区域から除外することに異議がないものと決定いたします。

		(議案第11号)
議 長		議案第11号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第11号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。 行方市長から農業委員長宛てに推薦の依頼がございました。交付申請書のとおり内宿在住の農業後継者、それから玉造甲在住の農業後継者、そして小貫在住の農業後継者の3名となります。以上です。
議 長		1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
1 0 番		10番、近藤でございます。1項のなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について調査報告をいたします。 この案件につきましては、本澤委員、小嶋・横田両推進委員さんに協力をいただきました。 推薦人は、行方市内宿在住の21歳の男性の方です。令和7年4月から農業に従事します。県立農業大学を卒業後、法人経営のところで1年間研修をまいりました。祖父母の下でカンショ2.2ヘクタール、バレイショ1ヘクタール、米3ヘクタール、シュンギク20アールを栽培する専業農家でございます。両親は農業を営んでおりませんが、祖父の後を継いで農業をやりたいという意思で農業を継ぐことになりました。先行き米を4ヘクタールに増やしていきたいそうです。将来的にも、やる気を示しており、推薦するにふさわしいと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長		調査の結果は、農業大学も出て、これから面積を増やして頑張るということでした。許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
議 長		異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議がないものと決定いたします。
議 長		次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1 9 番		19番、高塚です。2項について調査報告をいたします。 調査には、木村委員、野原推進委員にも同行をいただき、調査してまいりました。 申請人は、市内玉造甲在住、42歳の男性の方です。会社勤めをしていましたが、本年2月より親元で就農し、技術習得に励んでいるところであります。後継者として数年後には経営を継承したいと、稲作、カンショ、ネギを栽培しておりまして、規模の拡大もしたいということです。申請人もやる気十分でありますので、将来が楽しみな

		存在であります。よって、なめがた新規就農活力応援補助金推薦相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、やる気満々ということで許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定いたします。
議	長	次、３項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。
１	４	番
		１４番、本澤です。３項について調査結果を報告いたします。 この調査にも、近藤委員、小嶋・横田両推進委員さんと共に調査をしてまいりました。 申請者は、市内小貫在住の４２歳の農業の男性です。昨年３月で団体職員を退職し、父の経営する施設野菜農家に後継者として就農いたしました。今まで２０年間以上培ってきた営農指導とか販売のノウハウを基に、これから農業経営をしていくと前途有望な青年でございました。よって、補助金の交付に推薦することに何ら問題ないものと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、団体職員を退職後、自宅での農家を頑張ろうと、とても有望な青年ということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定いたします。
		（議案第１２号）
議	長	議案第１２号 農業経営基盤強化法第２０条第２項の規定による地図の素案決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第１２号 農業経営基盤強化法第２０条第２項の規定による地図の素案決定について、提案する。令和７年２月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー４をご覧くださいと思います。 それぞれ１３地区の目標地図を提案となります。１月の全員協議会等でもお示したところではございますが、現在農業委員会で保有している情報を反映させている目標地図となっております。地図に色が塗られているところ、ここが地域計画のエリアということになります。黄色で塗ってある農地が多いわけですが、こちらにつきましては、今後、担い手が借り受けて耕作する農地としております。また、青色、緑色、赤色で塗っているところにつきましては、担い手が耕作している農地ということになっております。３月３１日の策定に向けまして、地域計画案の公告縦覧を経て地域計画を策定する流れとなっております。ご審議のほうよろしく願いいたします。
議	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農業経営基盤強化法第20条第2項の規定による地図の素案決定については原案のとおり決定いたします。
		（議案第13号）
議	長	議案第13号 令和7年度行方市農業労賃及び賃借料情報についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第13号 令和7年度行方市農業労賃及び賃借料情報について、下記のとおり提案する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。 こちらにつきましては、先月1月24日に開催しました農政部会の中で、近隣自治体の状況等を見ながら検討して作成したものでございます。内容につきましてはご覧いただきたいと思います。この後、4月の市報と合わせて全戸配布する予定でございます。説明は以上です。
議	長	農業労賃及び賃借料情報につきましては、1月の農政部会において検討された結果を本澤農政部長より説明をお願いいたします。
1 4 番		14番、本澤です。 ただいま事務局のほうよりご説明がありましたように、1月24日に開催いたしました農政部会で近隣自治体の状況を見ながら検討をして案を作成しました。資料ナンバー5で説明をいたしたいと思います。 まず、農業労賃の一般農業賃金を茨城県最低賃金が1,052円に引き上げられたのに合わせまして、昨年7,700円だったものを今回400円引き上げまして、8,100円といたしました。資料ナンバーで赤い字で示されているのが、昨年より上げた単価であります。 次に、動力持込み作業賃金につきましては、継続する燃料費の高騰に伴い、昨年に引き続き見直しをすることで協議を行いました。見直し項目は田のロータリー耕、代かき、機械田植、稲刈り乾燥調整、休耕田耕起です。畑については全項目の見直しとなりました。それぞれ500円増額の改定となっております。 賃借料情報については、令和6年1月から12月までの賃借料のデータを基に平均したものです。それぞれ10アール当たり、田で1万6,080円、畑が9,370円となっております。米の価格が昨年高騰しましたが、本年度は本年の価格の動向の様子を見ながら、来年度の改定のときに協議をしましょうということになりました。 以上、農政部会での協議結果を報告いたします。
議	長	本澤農政部長、説明ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明に対しての審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、令和7年度行方市農業労賃及び賃借料情報については原案のとおり

		決定いたします。
議 長		(報告第5号) 次に、報告案件に入ります。 報告第5号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第5号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 土地は玉造地内の田1筆で、仮登記年月日が令和6年12月25日仮登記です。内容につきましては、令和6年12月25日売買の農地法第5条の許可条件付きであります。以上です。
議 8 番	長 番	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。仮登記1項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島両農業委員、千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。土地の所有者は、市内玉造在住の男性です。仮登記権利者は、市内浜で株式会社の法人であります。仮登記は、令和6年12月25日に成立しておりまして、登記済みになっております。条件付きで農地法第5条の許可となっております。場所は、玉造地区の商業施設の駐車場より東へ600メートルのところになります。報告は以上です。ご審議のほどよろしく願います。
議 全 議	長 員 長	ただいまの報告につきまして、審議を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認めます。関口委員には、引き続き監視、指導をよろしく願います。
議 長		(報告第6号) 報告第6号 農地パトロール(許可後の実施状況)の結果についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		報告第6号 農地パトロール(許可後の実施状況)の結果について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー6をお開きいただきたいと思います。 令和7年第2回農地パトロールですけれども、調査日が1月28日から30日まで3日間行われました。調査の内容、それから調査件数ですけれども、4条が6件、5条が45件、制限除外が2件、営農型太陽光が18件、合計が71件の調査となっております。結果といたしまして、工事が完了しているものが44件、それから工事中が3件、未着手が22件、それから目的外使用ということで指導していただいたものが1件ございます。調査結果につきましては以上でございます。

議	長	農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご苦労様でございました。ここで、各地区委員代表の方より報告をいただきたいと思います。まず、麻生地区を16番、小沼農地部会長代理より報告お願いいたします。
1	6 番	16番、小沼です。麻生地区の農地パトロールの調査結果について報告をします。調査は1月28日に実施しました。今回の調査件数は17か所、5条が13か所、制限除外が1か所、営農型発電施設が3か所でした。実施状況ですが、目的どおり工事が完了している件数が7か所、工事中が1か所、未着手が7か所です。未着手7か所の内訳につきましては、全て5条案件であります。また、目的外使用が1か所ありましたので、指導してまいりました。以上、麻生地区の報告を終わります。以上です。
議	長	ありがとうございました。
1	3 番	次に、北浦地区の報告を、13番、横瀬会長代理よりお願いいたします。 13番、横瀬です。北浦地区の農地パトロール調査結果についてご報告いたします。調査は1月29日、実施しました。今回の調査件数は21か所、内訳として4条が4か所、5条が5か所、制限除外が1か所、営農型太陽光発電が11か所です。実施状況ですが、目的どおり工事が完了している件数が17か所、工事中が1か所、未着手が3か所でございます。未着手の3か所につきましては、4条案件、制限除外になります。以上、北浦地区の報告を終わりにします。
議	長	ありがとうございました。
1	5 番	次に、玉造地区は15番、風間農地部会長より報告をお願いいたします。 15番、風間です。玉造地区の農地パトロールの調査結果についてご報告をいたします。 調査は1月30日に実施いたしました。今回の調査件数は33か所で、内訳といたしましては4条が2か所、5条が27か所、営農型太陽光発電が4か所です。実施状況であります。目的どおり工事が完了している件数が20か所、工事中が1か所、未着手が12か所でございます。未着手の12か所の内訳につきましては、4条案件と5条案件となります。これで玉造地区の報告を終わります。 推進委員さんも含めまして、委員の皆様方にはお忙しいところ農地パトロール大変ご苦労さまでした。今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	ありがとうございました。それぞれ代表委員より報告がありましたが、今後とも皆様のご指導よろしくお願い申し上げます。
議	長	(報告第7号) (報告第8号) (報告第9号) (報告第10号) (報告第11号) 報告第7号 制限除外の移動届の受理について、報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第10号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況について、報告第11号 令和7年度行方市農業施策に関する要望書(太陽光発電設備)に係る条例等制定を求める要望の回答について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事務局	報告第7号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 第1項のみです。電線張替え工事に伴う工事用地のための届けとなっております。 続きまして、報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらについては、合意解約により賃貸借を解約した通知が10件ございました。一覧をご確認いただきたいと思います。 続きまして、報告第10号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらにつきましては、先月に提出いただきました活動記録簿を集計したものとなっております。こちらについても確認をいただければと思います。 続きまして、追加日程での報告となります。報告第11号 令和7年度行方市農業施策に関する要望書（太陽光発電設備に係る条例等の制定を求める要望）の回答について、下記のとおり報告する。令和7年2月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 別紙、資料のナンバー7をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、1月16日に役員さんの対応で、太陽光発電設備設置に係る条例の制定に向けて追加の要望書を市長に提出しております。これを受けまして、2月17日付で行方市長から回答がございました。内容としましては、県内自治体の状況、地域の特性、農業の実情を踏まえた上で、本市の基幹産業である農業と地球温暖化対策が共存できるよう、条例等の制定に向けて検討を進めるという回答でありました。報告につきまして以上でございます。
議 全 議	長 報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。 員 異議なし。（全員一致） 長 異議なしと認めます。 （閉会宣告） 午後 4時15分
議	長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第2回総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。